

## 豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の体育施設等の有効活用、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツ合宿を行う団体に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市スポーツ合宿支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿 スポーツ技術の向上を目的として練習をし、大会に参加し、又は研修等に受講するために行う合宿をいう。
- (2) 宿泊施設 市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設又は豊川稲荷宿坊をいう。
- (3) 参加者 スポーツ合宿に参加した選手及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は、含まない。）をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となるスポーツ合宿は、次に掲げる事項のいずれにも該当するスポーツ合宿とする。

- (1) 1回のスポーツ合宿において、宿泊施設に宿泊した参加者の数に当該宿泊した日数を乗じて得た数が10以上であること。
  - (2) 営利目的でないこと。
  - (3) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるものでないこと。
- 2 補助金の交付の対象となる者は、宿泊施設に泊まり、別表に定める体育施設等を利用してスポーツ合宿を行う豊川市外の団体であって、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校(幼稚園を除く。)又は専修学校の児童、生徒又は学生で構成されるスポーツ競技部として認められる団体

- (2) スポーツ少年団、小・中学生クラブチームその他これらに類する団体
- (3) 社会人が所属する企業等のクラブ、サークル等のアマチュアスポーツ活動団体

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、宿泊施設に宿泊した参加者1人1泊当たり1,000円とする。

2 同一団体が同一年度内において受けられる補助金の上限額は、10万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、スポーツ合宿終了日の翌日から起算して1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿実施報告書（様式第2号）
- (2) スポーツ合宿宿泊証明書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付すことができる。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を

市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定による交付申請の取り下げの届出があったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市スポーツ合宿支援事業補助金取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設の名称
豊川市陸上競技場
豊川市野球場
豊川市弘法山公園野球場
豊川市本野原第一公園広場
豊川市東上野球場
豊川市足山田野球場
豊川市スポーツ公園野球場
豊川市庭球場
豊川市桜ヶ丘公園庭球場
豊川市上長山庭球場
豊川市小坂井庭球場
豊川市サッカー場
豊川市いこいの広場
豊川市音羽運動公園
豊川市御幸浜パターゴルフ場
豊川市柏木浜パターゴルフ場
豊川市武道館
豊川市一宮体育センター
豊川市農業者トレーニングセンター
豊川市総合体育館
豊川市御津体育館
豊川市御津庭球場
豊川市小坂井B & G海洋センター
豊川市赤塚山公園市民のスクエア
豊川市スポーツ公園サッカー場
豊川市スポーツ公園ソフトボール場
三河臨海緑地内臨海球場
曙グラウンド

様式第1号（第5条関係）

豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地

申請者 団体名

代表者

電 話

下記のとおり豊川市スポーツ合宿支援事業補助金を交付してください。

記

1 交付申請額

\_\_\_\_\_円

2 交付申請額の算出基礎

延べ宿泊者数（宿泊者数×宿泊日数） \_\_\_\_\_名×1,000円＝ \_\_\_\_\_円①

（注）①の金額が10万円を超える場合は、10万円とする。

3 スポーツ合宿実施報告書 別紙のとおり

4 スポーツ合宿宿泊証明書 別紙のとおり

様式第2号（第5条関係）

スポーツ合宿実施報告書

団体名
競技種目
実施期間 年 月 日～ 年 月 日（泊 日）
利用施設（体育施設等の名称を記載すること。）
宿泊施設
参加者数（監督、コーチ、選手等に区分して記載すること。）
合宿内容
その他

様式第3号（第5条関係）

スポーツ合宿宿泊証明書

1 宿泊団体（申請者） \_\_\_\_\_

2 参加者

宿泊日	宿泊者数
年 月 日（ ）	名
年 月 日（ ）	名
年 月 日（ ）	名
年 月 日（ ）	名
年 月 日（ ）	名
年 月 日（ ）	名
延べ宿泊者数（宿泊者数×宿泊日数）	名

（注）参加者とは、スポーツ合宿に参加した選手及び指導者（部長、監督、コーチ、マネージャー等  
いい、保護者及び付添人は含まない。）をいう。

上記内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

宿泊施設名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

※宿泊施設又は旅行代理店の発行する領収書の写しを添付する。

様式第4号（第6条関係）

豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊川市長 ㊟

年 月 日付けで申請のありました豊川市スポーツ合宿支援事業補助金について、下記のとおり交付します。

記

交付決定額

円

様式第5号（第7条関係）

豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付請求書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地  
請求者 団体名  
代表者  
電 話

下記のとおり、豊川市スポーツ合宿支援事業補助金を請求します。

記

請求金額							
------	--	--	--	--	--	--	--

補助金が交付されるときは、以下の口座に振り込んでください。

金融機関名	
銀行	本店
信用金庫	支店
組 合	出張所
預金種別 普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ（カタカナで記入）	
口座名義	

様式第6号（第8条関係）

豊川市スポーツ合宿支援事業補助金交付申請取下書

年 月 日

豊川市長 殿

所在地  
申請者 団体名  
代表者  
電 話

下記のとおり補助金の交付申請を取り下げます。

記

交付決定通知書番号 第 号
取り下げの理由
備考

様式第7号（第9条関係）

豊川市スポーツ合宿支援事業補助金取消通知書

第 号

様

豊川市長

㊟

年 月 日付け 第 号でした補助金交付決定について、下記のとおり取り消します。

記

取消しの理由

取消しの内容